

きょうとふ えんぼうしとうじゅうてんそち  
京都府で まん延防止等重点措置\*を  
つづ  
続けるために すること

えんぼうしとうじゅうてんそち しんがたころなういるす びょうき ふせ とりく  
\*〈まん延防止等重点措置 = 新型コロナウイルスの 病気を 防ぐための 取組み〉

びょうき ひろ とりく  
I 病気を 広げないための 取組み

ふみん みな かいしゃ みせ みな びょうき ひろ  
(1) 府民の皆さま・会社や お店を している皆さまへの 病気を 広げないた  
めに お願いすること

- びょうき きほんてき とりく  
① 病気に ならないための 基本的な 取組みを しっかりと してください
- びょうき かのうせい すく  
② 病気になる可能性を 少なくしてください
- しゃかい かつどう つづ ねが  
③ 社会の 活動を 続けていくために お願いすること

かいしゃ みせ ひと みせ あ じかん みじか  
(2) 会社や お店を している 人への 店を 開けている時間を 短くするこ  
とと 建物に はいることが できる人数を 少なくすることの お願い

- いんしょくてん の た 食べたりする店>などへ 開けている時間を 短くする お願い  
① 飲食店<=飲んだり 食
- いんしょくてん の た 食べたりする店>以外への お願い  
② 飲食店<=飲んだり 食
- いべんと びょうき とりく  
③ イベントなどを するときの 病気に ならないための 取組み

おみくろんかぶ がっこう とりく  
II オミクロン株に かからないための 学校での 取組み

- がっこう びょうき ひろ  
(1) 学校などで 病気が 広がらないように すること
- ほいくじょ びょうき ひろ  
(2) 保育所などで 病気が 広がらないように すること
- こうれいしゃせつ とし ひと せわ す ばしょ びょうき ひろ  
(3) 高齢者施設<=年をとった人が 世話をしてもらいながら 住む場所>で 病気が 広が  
らないように すること

ねん がつ にち  
2022年 2月18日

きょうとふ  
京都府

# I 病気を広げないための取組み (まん延防止等重点措置等)

## 重点措置をお願いする区域・期間について

区域：京都府全部

期間：2022年1月27日午前0時から2022年3月6日午後12時まで

(1) 府民の皆さま・会社やお店を している皆さまへの 病気を 広げないために  
お願いすること

(国の法律(特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項)に合わせたお願い)

① 病気に ならないための 基本的な 取組みを しっかりと してください

国の法律(特措法第24条第9項)にあわせた お願い

- ・ マスクをする・手を洗う・消毒などを しっかりと してください。
- ・ 人と 人との 距離を 十分に とって ください。
- ・ 大きな声で 話をしないで ください。
- ・ 部屋や 建物の中の 空気を 入れ換えて ください。

② 病気になる可能性を 少なく してください

(国の法律(特措法第24条第9項)にあわせた お願い)

- ・ 混んでいる場所や 病気になる 可能性が 高い場所に行かないで ください。
- ・ 病気を 広げないための 取組みを していない 飲食店<=飲んだり 食べたり する 店>には 行かないで ください。
- ・ 症状がない人でも 不安な人は 検査を 受けて ください。  
(国の法律(特措法第31条の6第2項)に合わせた お願い)
- ・ 店を 開けている時間を 短くすることを お願いしています。それより 遅い時間には 店に 行かないで ください。  
(国の法律に よらない お願い)
- ・ 急ぐ用事が ないときは できるだけ 他の 都道府県へ 行かないで ください。
- ・ 移動先でも 病気に ならないための 基本的な 取組みを しっかりと してください。
- ・ 病気に かかることや 病気が ひどくなることを 防ぐために 希望する人は できるだけ ワクチン

接種をしてください。

- ・職場や学校はワクチンを接種したい人の願いをできるだけ聞いてください。
- ・年をとった人や病気の人またこのような人とよく会う人は混んでいる場所や病気になる可能性が高い場所に行かないでください。
- ・年をとった人や病気の人はいつも会う人と少ない人数で会ってください。人と会うときは気をつけてください。

### ③ 社会の活動を続けていくためにお願いすること

(国の法律(特措法第24条第9項)にあわせたお願い)

- ・テレワーク<=インターネットを使って家などで仕事をする事>や会社が決めた日・時間・自転車で行くなどの取組みをしてください。
- ・会社の中で仕事をする部屋だけではなく休憩する部屋や服を着替える部屋などでも病気が広がらないように気をつけてください。
- ・社会のために必要な仕事をする会社は仕事が止まらないための計画を確認してください。まだ計画を作っていない会社も仕事が止まらないように仕事の内容を確認してください。
- ・新型コロナウイルスの病気になった人との濃厚接触者は家にいるなどの取組みをしてください。
- ・小学校・中学校・高等学校等はそれぞれの地域で病気が広がっている状況を考えて臨時休校<=決まった休日以外の日、学校を休みにすること>や学級閉鎖など<=病気になった生徒が多いクラスは休みにすること>を行ってください。

## (2) 会社やお店をしている人への店を開けている時間を短くすることと建物にはいることができる人数を少なくすることのお願い

### ① 飲食店<=飲んだり食べたりする店>などへ開けている時間を短くするお願い

(国の法律(特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項)にあわせたお願い)

【お願いすること】

#### どんな店の時間が短くなるか?

レストラン(居酒屋を含む)・カフェなど(配達・店や建物など家に帰るときは制限がありません)遊興施設(近くに人が来てサービスをする店)で、食品衛生法の許可がある店

場所・店を開けている時間・お酒をだしてもよい時間

店を開けている時間 (お酒をだしてもよい時間)	
京都府全部 (第31条の6第1項)	
認証店(※1)	認証店以外
<ul style="list-style-type: none"> <li>店を開けている時間：午前5時から午後9時まで</li> <li>お酒をだしてもよい(店や建物に来た人に、お酒を出さない事も出来る。)</li> <li>時間：午前11時から午後8時30分まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店を開けている時間：午前5時から午後8時まで</li> <li>お酒をだすことはやめてください</li> </ul>
店を開ける場合にお願いすること (第24条第9項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>病気になることを防ぐための業種別ガイドライン&lt;=仕事の種類によって決められているルール&gt;をしっかりと守ること</li> <li>同じグループの人で一つのテーブルに座るときは4人より少ない人数にしてください</li> </ul>	
<p>※2 参加する人全員が新型コロナウイルスの検査を受けて陰性が確認できたときは5人より多い人数で利用できます</p>	

※1 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度<=新型コロナウイルスの病気を広げないため

に京都府がお願いしていることを守っているお店を認める制度>に参加している店

※2 ワクチン・検査パッケージ制度<=まん延防止等重点措置では飲食店やイベントをするときに

人数制限をお願いしています。会社やお店をする人が利用者等に新型コロナウイルス検査の

陰性を確認したときは5人より多い人数で利用できます>

② 飲食店<=飲んだり食べたりする店>以外へのお願い

(国の法律(特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項)に合わせたお願い)

(国の法律(特措法第31条の6第1項))

・1,000㎡より広い大規模集客施設では店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように病気が広がらない取組みをすること。

(国の法律(特措法第24条第9項))

・病気になることを防ぐための業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守ること

京都府の建物や公園などで誰でも行くことのできる1,000㎡より広い大規模なところにお願いすること

- ・お店を利用する人に病気になるための基本的な取組みをしっかりともらうこと。来た人が一つの場所に集まらないように案内すること。
- ・病気になることを防ぐための業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守ること

### ③ イベントなどをするときの病気になるための取組み

【お願いすること】

【感染防止安全計画を作って京都府の確認を受けたとき】

参加できる人数：20,000人まで

※ イベントに参加する人が新型コロナウイルスの検査で陰性が確認確認できたときは収容定員\*まで

\* <収容定員=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>

参加者が大きな声を出さない場合：100%

【上以外の場合】

参加できる人数：5,000人まで

収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>

参加者が大きな声を出さない場合：100%

参加者が大きな声を出す場合：50%

大声はいつもより大きな声で何回も続けて声を出すことです。イベントなどで病気になるための取組みをしていない場合は「参加者が大きな声を出す場合」になります。

大声の例

・ イベントをみている人が大きな声で長い時間話すこと

・ スポーツのイベントの応援で何回もくり返しみんなで歌を歌うこと

※ 点が入ったとき少しの間の大きな声は大声にはなりません

○ イベントをする前にすること：

【感染防止安全計画を作るとき】

参加できる人数が5,000人より多いイベントなどではイベントをする人は病気になるための取組みを決めた「感染防止安全計画」を作ってください。

感染防止安全計画はイベントをする2週間前に京都府に出してください。

## 【感染防止安全計画を作らないとき】

病気に ならないための取組みを 決めた チェックリストを イベントを する人が 作ります。お店の ホームページなどで みんなに 知らせて ください。

イベントを する人は チェックリストを イベントをした日から 1年間 保存してください。

(感染防止安全計画と チェックリストの 様式などは 京都府の ホームページで お知らせ します。)

○イベントを するときの 病気に ならないための 取組み(国の法律(特措法)以外での お願い)

・ イベントを する人や 参加する人などへの 基本的な 病気に ならないための 取組みを しっかりと してください。

・ 飲食 <=飲んだり 食べたり すること> は しないでください。

## Ⅱ オミクロン株に かからないための 学校などでの 取組み

(1) 学校などで 病気が 広がらないように すること

・ 病気が 広がらないように することを もう一度 気をつけて ください。

・ みんなで歌を歌うことや みんなで集まって 作業をすることなど 病気になる 可能性が 高いことは しないで ください。

・ 電車や バスが こまない時間に 学校に 行く

・ 学年や クラスを 分けて 学校に 行く

・ オンライン学習

などで 学習に 取組んで ください。

・ 卒業式は やり方を 工夫して 病気が 広がらないように してください。

・ 春休みは 病気になる 可能性が 高いことは しないで ください。

### (京都府が 助けること)

・ それぞれの 学校で 病気が 広がらないための 取組み

(例) 消毒・透明カーテン・サーキュレーター(部屋の空気を 上から下へ 下から上へと 流れを作る 電気製品)・CO2センサーを 置く・手を 洗うところの 自動水栓化(手を 出すと 触らなくても 水が出る)

対象：府立学校、私立小・中・高等学校

(2) 保育所などで 病気が 広がらないように すること

・ 病気が 広がらないように することを もう一度 気をつけて ください

・ 歌を歌うことや 実際に 体験する学習など 病気が うつりやすいことは しないでください。

・ 子どもを できるだけ 少ない 人数に 分けて 病気が 広がらないように してください。

- ・子どもの親が 保育所に来る イベントを 今は しないでください。たくさんの人が 集まる イベントを しないでください。

(京都府が 助けること)  
 ・保育所などで 病気が 広がらないための 取組み  
 (例) 子どもが 遊ぶ物や 場所を 何度も 消毒します。  
 マスクや 手袋を 何度も 変えることが できるようにします。  
 病気に なっていないか 検査をします。

- (3) 高齢者施設<=年をとった人が 世話をしてもらいながら 住む場所>で 病気が 広がらないように すること

- ・病気が 広がらないように することを もう一度 気をつけて ください
- ・高齢者施設で 病気が 広がらないように するために 世話を する人 (医者・看護師・介護師) は 病気に なっていないか 検査を してください
- ・レクリエーションのときに マスクをして ください
- ・車で 人を 送る時に 窓を 開けることなど 「介護現場における 感染対策の 手引き (\*)」を 読んで 病気が 広がらないように してください
- (\*) 高齢者施設などで 病気が 広がらないように 国が 決めている ルール
- ・家族などから 病気が うつらないように インターネットを 使って 会ってください
- ・家族などと 会うときは 病気が うつらないように インターネットで 会ってください
- ・通所施設<=年をとった人が 家から 通って 世話を してもらう 場所>には 午前と 午後にかけて 少しの人数で 行くように するなど 病気が 広がらないように してください

(京都府が 助けること)  
 ・高齢者施設などで 病気が 広がらないための 取組み  
 (例) 場所の 消毒を します。必要な物を 買うお金を 出します。働く人  
 を 集めます。  
 ・通所施設で 働く人は 週 1回 病気に なっていないか 検査を します。  
 ・病気を 広げないための 専門の医者や 看護師・急に 病気になった人を 助  
 ける医者などが 通所施設へ 行きます。